

平成 21 年 5 月 22 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号：19530033

研究課題名（和文） 日本のジュネーブ条約追加議定書の批准と国内法的課題

研究課題名（英文） Japanese Ratification and national legal Problem of the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949

研究代表者

澤野 義一 (SAWANO YOSHIKAZU)

大阪経済法科大学・法学部・教授

研究者番号：30258082

研究成果の概要：「日本のジュネーブ条約追加議定書の批准と国内法的課題」というテーマで3名の共同研究者が2年にわたり研究調査を行ったが、次の点が課題であることが判明した。まず、ジュネーブ条約追加議定書等の国際人道法(理念)の自治体における実施の不十分さは早急に改善される必要がある。第二に、原子力発電所に関する武力攻撃等からの住民防護対策は、外国においても国防作戦の中で図られ、具体的な対策は明らかにされていないため、国際人道法の責務が厳格に果たされているか疑わしい。第三に、アジア諸国における国際刑事裁判所規程の批准状況の低迷の一因がアメリカの当該裁判所への敵対的対応にあることから、アメリカの今後の対応変化によってアジア諸国の批准状況の低迷に前向きの変化が生ずる可能性がある。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法、国際人道法

## 1. 研究開始当初の背景

2004年に有事関連法が制定されるとともに、ジュネーブ条約追加議定書(1977年)の批准も行われたことから、「国際人道法の的確な実施」が日本においても具体的な課題となっていた。しかし、国際人道法の理念に沿った国内法の整備が実際なされているのかどうか、また、とりわけ日本の場合は平和憲法を有していることから、その憲法の理念に適合的な国内法の整備がなされているのかどうか、について十分な検討がなされていない

と思われた。

そこで、この問題を3人(澤野、魏、糟谷)が、それぞれの専門研究との関連で分担して研究調査することにした。

## 2. 研究の目的

(1)澤野は、国際人道法の日本における実施状況について、国民保護法や国民保護計画等における住民保護や文化財保護が、ジュネーブ条約追加議定書等の理念や規定に適合する形で実施されているかどうかの観点から

研究調査することにした。

(2)魏は、国民保護法にも関連するが、武力攻撃やテロ活動によって生ずるかもしれない原子力被害に対する予防措置等に関する法的ないし現実的な対応について、研究調査することにした。

(3)糟谷は、国際人道法違反行為への対処法や国際刑事裁判所条約の批准にかかわる問題と課題を検討することにした。

### 3. 研究の方法

(1)澤野は、国民保護計画等における住民保護や文化財保護等が国際人道法の理念に沿って図られているかどうかについて、自治体へのアンケート調査によって把握しようとした。また、この点を外国の事例や学説で補強するために、関連文献の収集も行うことにした。

(2)魏は、原子力発電所の住民防護対策について、韓国、アメリカ、カナダ等に出向き、実地調査を行い、その研究成果を日本における対策に生かそうと計画した。

(3)糟谷は、国際人道法違反を裁く国際刑事裁判所規程に関する課題を検討するため、欧米およびアジア各国の国内整備や研究動向を調査し、日本における国際刑事裁判所規程関連の国内法化を検討するさいに生かそうと計画した。

### 4. 研究成果

(1)国際人道法の日本における実施状況

①自治体の国民保護計画と国際人道法について

地方自治体は、有事に備え、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない」と規定する国民保護法(第9条第2項)に基づき、国民保護計画を策定することになっている。そこで、国民保護計画策定の現状や、当該計画策定において国際人道法の的確な実施の方針が考慮されているのかどうかについて、アンケート調査を行った。

調査は、都道府県庁 47、県庁所在市役所 47、その他市 11 の計 105 の自治体に対し行ったが、回答は 58%の 61 件(2009/2/19 現在)で、策定済みは 56 件(都道府県庁はすべて策定)、未策定は 5 件であった(総務省によれば全市町村 1810 の内では 23 が未策定)。

国民保護計画未策定の理由として、例えば A 市の場合は、軍施設が多く住民の安全な避難誘導は困難であり、基地撤去や平和外交の方が重要であること、B 市は首長が国民保護法に反対していること、C 市は県と協議中であることをあげている。

国民保護計画を策定した自治体については、国際人道法(原則や諸規定)がどのように

考慮されているかについて、以下のような項目に関して回答を求めた。回答とともに私見のコメントも述べておく。

軍民分離の原則については、規定なし、考慮していないといった回答が多数であったが、国の方針に従った規定があるとか、高齢・障害者などへの配慮や、ジュネーブ条約等に規定する赤十字標章や身分証明書の交付を例としてあげた回答もあった。質問の趣旨が学術的で難解であったためか、回答にバラツキがあった。

文化財保護については、規定なし、考慮していないという回答のほか、国の方針に従った文化財保護に関する措置規定を設けているという簡単な回答で、ハーグ条約第二議定書具体化する「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」および同法律施行規則(文部科学省令、2007年12月10日)や、同法令が特定文化財の軍事利用の回避を要請していることなどの考慮がない。

攻撃に対する予防措置については、規定なしとか、平素からの避難施設・経路・運送・物資備蓄などの確保がなされているとの回答がみられたが、ジュネーブ条約第一追加議定書第58条が考慮されているか疑わしい。

無防備地区宣言(上記ジュネーブ条約第59条)については、規定なし、考慮していないという回答のほか、国の見解により、無防備地区宣言は自治体が行えないとの回答が多数であったが、「全国的な動向等を見極めた上で検討したい」とか「無防備地区宣言を自治体が発せられる場合は政府の機能が十分果たせない場合である」といった市の回答もあった。この質問は、無防備地区宣言についての市民による条例制定運動がいくつかの自治体で行われていることを念頭においている。

自衛隊による避難民の誘導については、必要な場合は、自衛隊の派遣を要請するというのが多数回答であったが、実働訓練に関しては行っている自治体と、行っていない自治体があった。この質問は、軍隊による避難住民の誘導は国際人道法の理念(軍民分離原則)に反するのではないかという見解もあることを念頭においている。

国際人道法の住民への周知(上記ジュネーブ条約第83条)については、職員の研修等はないとの回答もあったが、国民保護に関するパンフ作成、ホームページ、講演会、研修会などによる啓発を行っているとの回答が多数あった。国民保護の理解は進んでいない状況にあるが、国民保護の理解がある程度進んだ段階で人道法についての周知を図っていくとの回答もあった。現状では、人道法自体の周知はなされていないようである。

他の自治体と比べた独自の国民保護施策などについては無回答が多数であった。

国民保護計画についての今後の検討課題についても無回答が多数であったが、運用面の充実、国民保護計画の周知、訓練の実施とマニュアル等の見直しなどを課題だとする回答もあった。

以上の調査から判明したことは、質問に対しては、関連規定があるかないかの単純な回答や、国の方針に沿った規定があるといった回答が多く、住民の安全を考えた自治体独自の国民保護計画策定はとくになく、国際人道法があまり学習・研究されていないようである。そこで今後の課題としては、国民保護のための国際人道法的確かな実施に向けて、住民への周知義務、自衛隊による住民の避難誘導の是非、国民保護法や保護計画の実効性と必要性の検討が求められよう。その際には、国民保護計画未策定の自治体の見解も十分考慮したうえで、また平和憲法との関連性を意識したうえで検討されることが望まれる。

②上記の調査の前提として、また調査と並行して、武力紛争の際の文化財の保護に関する日本の法令の立法趣旨や実施状況に関する調査と、無防備地区宣言に関する外国の事例や学説の調査を試みたが、2年間では期待した情報は得られなかった。今後ひきつづき、調査することにしたい。

## (2)原子力発電所の住民防護対策

### ①国内外の調査概要について

2007年度に、日本と韓国で稼動している原子力発電所の Risk(原発稼動中発生する危険)と Danger(外部からの危険)の対応策、つまり危機管理の状況について調査、分析した。さらに2008年8月には、カナダとアメリカの原発の Danger からの「住民防護対策」の現状把握のため、原発地域を踏査した。

その成果は、研究会での報告を経て2009年3月に発行した私の著書『原子力の国際管理』(法律文化社)の第9章および10章に掲載済みであるが、ここでは、成果報告として、原子力商業利用における Danger の危険性のみについて簡単に記述する。Risk に関する論述は多く存在するからである。そして、若干の原子力商業利用における課題について強調することにしたい。なお、原子力商業利用における Risk および Danger に関する国際法上の管理体制に関する記述は、上掲の著書を参照されたい。

②カナダおよびアメリカの原子力商業利用における Danger の防護施設の現状について

この研究計画の一環として、カナダおよびアメリカ原発の「住民防護対策」の現状把握、とくに danger(外部からの危険)における防護 system の把握をするため、カナダの Rolphoton Nuclear Power Station および Dalington Nuclear Generating Station とい

う二つの原発と、アメリカの Oyster Creek Nuclear Generating Station および Three Mile Island Nuclear Generating Station(TM I)の二つの原発を選定し、外部からのテロなどの攻撃に対する防御 system の設置および運用状況の把握のため現地を踏査した。そして counter-danger に対する責任部署であるカナダの Counter-Terrorism Committee(CTC)および Canada Nuclear Security Committee(CNSC)と、アメリカの The National Nuclear Security Administration(NNAS) および Nuclear Regulatory Commission(NRC)を訪問し、その関連法規と緊急時の対応策について関係者の説明を受け、その system の把握と資料収集など研究活動を行った。

「住民防護対策」、とくに今回の Danger における対応策、つまり Direct また Indirect danger の現状は、肉眼でチェックする範囲においては他の防犯・警戒地域(例:軍事施設、軍隊駐屯地など)のチェックシステムと異なる特別な制度は見当たらなかった。つまり身元の確認、持ち物のチェック、用務などの確認、また関連施設の周囲における完全武装兵士の見回りの実施、また防犯カメラが稼動している特別警戒地域に適用される制度を運用していたのである。

関係者との meeting で、施設での安全管理について議論する機会を得、幅広く、私的な見解と公的な措置などについて質疑応答ができた。しかし関係者らは通常原発に施行されている安全管理については詳細に言及するが、原発の武力攻撃(テロなど)に対する事前防備対策、そして発生時の救助対策など

「住民防護」における総合的な防御および防護対策の状況については言及を避けた。

現時点では、そのような防御および防護対策の存在そのものは認めながら、具体的な措置、方法、手段などの状況については、

「Neither Confirm Nor Deny=NCND」という政策を堅持し、詳細の把握は不可能であった。カナダおよびアメリカ両国の danger 対応策は国防作戦の中で operation していると認識した。日本、韓国、中国も同じ政策を展開している。

③原子力商業利用における課題—研究の継続性について

原子力の商業利用は様々な危険を伴い、その対応策に国内・外の緊急を要する課題として展開されている。原子力産業活動は国際法、IAEA の保障措置と NPT など厳格に管理されている。また原子力産業活動は「危険活動」として指定され、その制度の運営はつねに監視下にある。

原子力発電の稼動の際、原子炉本体から起こり得る危険、つまり Risk や Danger の対応策は最重要課題であることは誰も否定で

きない。しかし原子力産業活動における危険は原子炉本体からのみではなく本体を離れてもその危険度は消えるものではない。それは他の産業活動から例のない産業廃棄物という厄介な核廃棄物なのである。つまり核燃料使用済み廃棄物とそこから生成されるプルトニウムなのである。この分野のRiskやDangerの対応策も緊急課題であることを忘れてはならない。

その危険度は人体に、また生態系までに悪影響を及ぼす核放射能漏れ被ばくのみではなく、軍事使用の大量破壊兵器の製造の恐れもある。さらに昨今Dirty Bombとして使用し得る可能性が高まっている。

Dirty Bombは放射性廃棄物などの放射性物質を詰めた爆弾のことで、核爆弾のように核反応で爆発するのではなく、火薬などで爆発できる通常の爆弾と同等の、格段に低い技術力・設備で製造でき、専門筋では「(民家の)ガレージで製作可能」とまで言われるほどである。その危険度は極めて高まっている。テロリストなどからの「一般市民、官庁など公共施設および高層ビルを標的とした爆弾の使用、さらに原子力発電所、ダム、石油精製工場への攻撃」などである。

このような危険を事前に防止および除去するため、この分野の緻密な研究が絶対に必要であると痛感する。原子力の利用における管理体制には、我々人類の将来はもちろん、地球上の生態系の存亡という致命的な影響力が内在している。21世紀を営む我々人類はもちろん、国家、国際機構をはじめ産業界、地域コミュニティが共に、真摯にその対応策、つまり実質実行が伴うRegimeの樹立は使命の一つであると提言したい。

### (3)国際人道法および国際刑事裁判所(規程)の外国の検討状況

2007年9月にハーグの国際刑事裁判所(ICC)を訪れ、最初のケースとなるLubanga事件を傍聴することによりICCの現状を認識することができた。その後サンレモ国際人道法研究所主催の第30回ラウンド・テーブルに参加することによって、国際人道法の現代的課題についての認識が深められた。さらに2008年2月には、マレーシアおよびタイの赤十字国際委員会地域事務所を訪問することにより、ICCに対するアジア各国の対応に関する情報を入手することができた。

2008年度は、2007年度のヨーロッパおよび東南アジアにおける調査を継承し、今後の国際刑事裁判所の運営に大きな影響を与えるであろうICC規程再検討会議の準備状況、アメリカ合衆国政府のICCに対する対応およびアメリカ国内での研究動向を調査するため、2008年9月にニューヨークおよびワシントンDC訪問した。ニューヨークでは国

連職員と面談することによって、「侵略の罪」の定義に関する作業部会での議論が最終的な段階を迎えていることを確認した。さらにニューヨークおよびワシントンDCにあるICC関連のNGOおよび研究機関を訪問し、アメリカ・ブッシュ政権のICCに対する対応へのアメリカ国内での批判が学会その他で大きな流れとなっており、近い将来アメリカの対応に変化が見られるであろうとの認識を得ることができた。

2年にわたる調査結果に基づき、国際刑事裁判所の今後の動向に関して、2009年3月には摂南大学学内研究会において「国際刑事裁判所とアメリカの対応」というテーマで報告を行った。アジア諸国におけるICC規程批准状況の低迷の要因がアメリカのICCへの敵対的な対応にあることから、今後こうした状況に変化がみられることが期待されると報告した。

このようにアメリカのICCへの敵対的対応が、特にアジア諸国を含む世界各国のICCに対する非積極的・非協力的態度、それに伴うICC活動自体の活動の低迷の大きな要因であったこと、また、こうした状況に変化が見られることが明確になったことは、今後のICC活動の活発化、ひいては日本におけるICC規程関連の国内法化の諸問題を検討するに際して有益に思われる。

アメリカのICCへの対応がどのように変化するかは、2010年度に予定されているICC規程再検討会議で示されるであろう。今後の課題としては、再検討会議準備委員会および再検討会議での議論を踏まえ、特に「侵略の罪」に関する定義問題に焦点が絞られる。

以上のような調査・研究に基づき、2009年度に、ICC再検討会議での課題(特に「侵略の罪」の定義)に関するテーマを研究成果としてまとめる予定である。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 4 件)

澤野義一、自治体の国民保護計画と国際人道法、北東アジア平和構想研究会、2009年2月21日、関西学院大学梅田分校  
魏栢良、原子力平和(商業)利用とRisk Management—北東アジアにおける原子力発電所のRisk Managementの現況—、北東アジア平和構想研究会、2008年3月30日、関西学院大学梅田分校  
魏栢良、アメリカの外交政策(Energy政策を含め)、北東アジア平和構想研究会、2009年3月31日、関西学院大学梅田分校

糟谷英之、国際刑事裁判所とアメリカの対応、  
摂南大学研究会、2009年3月18日、摂南  
大学

〔図書〕(計2件)

澤野義二、高文研、無防備平和、2009年、  
255頁(共著、160—166頁)

魏栢良、法律文化社、原子力の国際管理、2009  
年、300頁

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

○取得状況(計 件)

〔その他〕

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

澤野 義一 (SAWNO YOSHIKAZU)  
大阪経済法科大学・法学部・教授  
研究者番号:30258082

### (2) 研究分担者

魏 栢良 (WI Back Lang)  
大阪経済法科大学・法学部・教授  
研究者番号:10411688

### (3) 連携研究者

糟谷 英之 (KASUTANI HIDEYUKI)  
摂南大学・法学部・教授  
研究者番号:00268591